

第七十四回 帝國議會院
昭和十四年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツ
ル爲公債發行ニ關スル法律案外二件

委員會議錄(速記)第一回

會議

昭和十四年一月三十日(月曜日)午前十時二

十三分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 板谷 順助君

理事松木 弘君

理事宇賀 四郎君

紫安新九郎君

大野 一造君

中村不二男君

深澤 吉平君

金澤 正雄君

野口 喜一君

田中源三郎君

高昌龜太郎君

岸田 正記君

山崎 常吉君

坂本宗太郎君

加藤 鑿造君

道家齊一郎君

青木 作雄君

一月二十八日農業再保險特別會計法案(政府提出)

出席國務大臣左ノ如シ
出席國務大臣左ノ如シ
出席國務大臣左ノ如シ

大藏大臣 石渡莊太郎君

大藏政務次官 松村 光三君
大藏參與官 矢野庄太郎君

大藏省銀行局長 入間野武雄君

大藏書記官 松隈 秀雄君

海軍主計少將 山本丑之助君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

昭和十四年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツ

ル爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出)

作業會計法中改正法律案(政府提出)

兌換銀行券整理法中改正法律案(政府提出)

出)

農業再保險特別會計法案(政府提出)

○板谷委員長 是ヨリ會議ヲ開キマス、此

ノ際諸君ニ御諮ラ致シタイト思ヒマスガ、

本委員會ニ付託サレマシタル法案ハ、昭和

十四年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公

債發行ニ關スル法律案外三件デアリマス、

之ヲ一括上程致シマシテ、先づ第一ニ大藏

大臣ノ説明ヲ求メマシテ、之ニ關スル参考

資料ノ要求ガアリマシタナラバ御申出ヲ願

ツテ、審議方法ニ付キマシテハ更ニ改メテ

御相談致シタイト思ヒマス、ソレデ宜シウ

ゴザイマスカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○板谷委員長 ソレデハ大藏大臣

○石渡國務大臣 昭和十四年度一般會計歲

出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律

案、作業會計法中改正法律案、兌換銀行券

整理法中改正法律案及ビ農業再保險特別會

計法案提出ノ理由ハ本會議ニ於テ申上ダマ

シタ通リデアリマスガ、此處ニ改メテ御説

明致シマス

圓ヲ充當シテ尙ホ不足スル八億九百十餘万

圓ハ、公債財源ニ依ルノ必要ガアルノデア

リマシテ、此ノ内現行ノ公債法ニ依リ調達

シ得マスル震災善後公債分四百四十餘万

圓、及ビ道路公債分八百九十餘万圓ヲ差引

キ七億九千五百七十餘万圓ヲ調達スル爲歲

入補填公債七億九千五百八十万圓ヲ起債ス

ルノ必要ガアルノデアリマス、尙ホ昭和十

四年度歲出豫算中若干ノ金額ハ、例年ノ如

ク翌年度ニ繰越サレル結果ニナルデアラウ

ト存ゼラレマス所、其ノ繰越額ノ財源タル

公債ハ必ズシモ之ヲ昭和十四年度内ニ於テ

發行スルノ必要ハアリマセヌガ、之ヲ其ノ

翌年度ニ於テ發行シ得ルコトトスルノヲ適

當ト認メマシテ、本法律案ヲ提出致シマシ

タ次第デアリマス

資本ハ現行ノ作業會計法第二條ノ規定ニ依

次ニ作業會計法中改正法律案提出ノ理由

ニ付テ申上ダマス、海軍火薬廠ノ据置運轉

リマスルガ、同廠ニ於ケル事業量ハ近年著

十餘万圓竝ニ前年度剩餘金八千四百十餘万

昭和十四年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案外二件委員會議錄(第一回)

（一四）

シク增大致シテ參リマシタノデ、從來ノ据置運轉資本ヲ以テシマシテハ、其ノ作業遂行上多大ノ困難ヲ來シテ居リマスルノミナラズ、海軍軍備ノ充實ニ伴フ火薬製造施設ノ整備擴充モ漸次實現ノ途上ニアリマスルル傾向ヲ示シテ居リマスルノデ、此ノ際前述ノ法定額二百万圓ヲ倍額ニ致シマシテ、四百万圓ニ増額シ、其ノ不足額ハ事業ノ狀況ニ應ジ財政ノ許容スル所ニ從ヒマシテ、漸次一般會計ヨリ之ヲ繰入ルルコトトスルノ必要ヲ認メ、本法律案ヲ提出致シマシタ次第アリマス

次ニ兌換銀行券整理法中改正法律案ニ於テ申上ダマス、政府ハ昭和二年兌換銀行券整理法ヲ制定シテ兌換銀行券ノ整理ニ著手致シ、其ノ整理ハ本年三月末日ヲ以テ一應完了スルコトトナツテ居ルノデアリマスガ、同法ノ第四條ニ依リマスレバ、右兌換銀行券ノ整理ノ結果生ジマシタ利得ハ、悉ク之ヲ國債償還ノ資金ニ充ツル爲、漸次一般會計ヨリ國債整理基金特別會計ニ繰入レルコトニ定メラレテ居リマス、然ル所我國財政ノ現狀ニ顧ミマシテ、此ノ際一般會計カラ國債整理基金特別會計ニ繰入ルルト云フコトヲ止メマシテ、此ノ利得シマシタ金ハ、

之ヲ一般會計ノ歳出ノ財源トシマシテ用ヒタイ、斯ウ云フコトニシタイト存ジマシテ、此ノ案ヲ提出シタ次第ゴザイマス。最後ニ農業再保險特別會計法案ニ付テ説明致シマス、昭和十三年四月公布セラレハ農業再保險ノ再保險事業ヲ行フコトト相成ツテ居ルノデアリマス、即チ農業保險組合聯合會ハ農業保險組合ノ經營スル農業災害ニ關スル元受保險ニ對シマシテ歩合再保險ヲ行ヒ、政府ハ農業保險組合聯合會ノ經營スル農業再保險中異常災害ニ對應スル部分ニ付キ更ニ再保險ヲ行フコトナルノデアリマスガ、本事業ニ關スル政府ノ歳入歳出ハ、他ノ政府經營保險事業ノ場合ニ於ケルト同様、之ヲ一般會計ト區分經理スルノヲ適當ト認メマシテ、特別會計設置ニ關スル本法律案ヲ提出シタ次第ゴザイマス、以上本件ニ付テ大體ノ御説明ヲ致シマシタ次第ゴザイマス。

スカラ、ドウゾ左様御取計ヒヲ願ヒマス
○田中委員 農業保険ニ關スル現在各府縣
ニ出來テ居リマスル保険組合ノ數、其ノ成
立状況ニ關スル資料ヲ御提出願ヒタイ
○深澤委員 兌換券ノ利得額ニ關スルコト
デスガ、是ハ慥カ五十二議會ニ於テ決議ニ
ナリマシタ時ニ、希望條項ト致シマシテ利
得金ハ社會事業ニ使フト云フ希望ヲ述べテ
居ルノデアリマス、是ハ全會一致可決ニナ
ツテ居リマスガ、社會事業ニ使用シ得ナカ
ツタ理由ニ付テ御伺シタイ、其ノ次ニ國庫
利得金ニ歸スベキ金額ノ總額ヲ承リタイ、
其ノ次ニ第四條ヲ削ル理由デスガ、減債基
金ニ充テルノヲ止メテ一般會計ニ入レルト
云フコトハ、此ノ厖大ナル豫算ヲ審議スル
時ニハ、僅カバカリノモノダカラト云フ議
論ガアリマスケレドモ、一般會計ニ入レル
トシテモ僅ナ金ダト云フコトニナルノデア
リマスカラ、ナゼサウシナケレバナラヌカ
ト云フコトヲ御聽キシタイト思フノデアリ
マス

○石渡國務大臣 第五十二帝國議會ノ際、
衆議院ノ委員會ニ於テ附セラレタル希望條
項ハ、「本法ニ依リ國庫ニ歸屬シタル利得ハ
之ヲ社會政策的施設ニ使用スルモ亦一方法
ナリト信スルカ故ニ、此ノ點ニ關シテ政府

八將來考究セラレムコトヲ望ム「斯ウノフモ、之ヲ社會政策的施設ニ使用スルコトモ希望條項ガゴザイマス、政府ト致シマシテモ、イマシテ、其ノ當時ニ於キマシテモノノ方法デアルトハ存ジテ居ルノデゴザルノデゴザイマスガ、今日ノ場合ニ於キマシテハ、勿論一方ニ於テ社會政策的ノ施設ヲ致ス必要モ十分アルト存ジマスガ、此ノ金ハ今日ノ此ノ事變ニ於ケル財政狀態ニ於キマシテハ、之ヲ一般會計ニ繰入レルコトガ寧ロ適當デハアルマイカト思ツテ今回ハ斯様ニ立案致シマシタ次第デゴザイマス○板谷委員長他ニ資料ノ御要求ハアリマセヌカ——デハ私カラモ資料ノ要求ヲ致シマス、現在ニ於ケル公債ノ國債地方債ノ區別及ビ五分利公債、四分利公債、三分五厘ノ公債ノ其ノ額竝ニ其ノ所有者ノ分布、之ヲ分ル限り御知ラセヨ願ヒタイト思ヒマス○深澤委員 農業再保險ニ付キマシテ、モ「一一點資料ヲ戴キタイト思ヒマス、我國ノ農業ハ、自然條件ニ於ケル狀態ヲ見マスルト、亞熱帶、溫帶、亞寒帶ト三地帶ニ亘ツテ居リマス、農業ノ上ニ於テ一番衝動ヲ受ケルノハ東北カラ北海道ニ於キマシテハ冷害ト稱シテ居リマスガ、冷害ニ因ル各地ニ

於ケル損害ノ御調べヲ戴キタイト思ヒマス
○板谷委員長 厚生省ノ方面ニ付テ御願シタ
イト思ヒマス、ソレハ軍需産業ニ對スル所
ノ最近ノ労働者ノ移動數ノ統計、事變前ニ
於キマス所ノ軍需產業ノ労働者ノ數ト事變
後ニ於キマスル所ノ労働者ノ數ノ移動、ソ
レカラ平和產業方面ニ於キマスル所ノ事變
前ノ労働者ノ數、事變後ニ於キマスル所ノ
移動數、此ノ統計ノ數量、ソレカラ事變前
ノ労働者ノ賃銀率、事變後ノ労働者ノ賃銀
率、此ノ統計ガ戴キタイト思ヒマス、ドウ
カ宜シク御願致シマス

○板谷委員長 尚ほ資料ノ追加要求ガアリ
マシタナラバ改メテ御申出ヲ願ヒタイト思
ヒマス此ノ際審議ノ方針ニ付テ御協議シタ
イト思ヒマスルガ、只今マデ本委員會ニ付
託サレテアリマスル法律案ハ大藏省關係デ
アリマスルカラ、主トシテ各派交渉會ノ申
合セノ趣旨ニ基キマシテ通告順ニ依ツテ御
許スルコトトシテ、先ヅ大藏省關係ノ主ト
シテ御質問ヲ願ツテ、尙ほ諸君ノ御要求ニ
應ジテ關係各省ノ政府委員ナリ大臣ノ御出
席ヲ願ヒタイ、此ノ方針デ進ミタイト思フ
ノデアリマス、御差支アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○板谷委員長 本日ハ此ノ程度ニシテ、參
考資料ガ集リマシテカラ更ニ次會ハ公報ヲ
以テ御通知ヲ申上ゲタイト思ヒマス、本日
ハ是ニテ散會致シマス

午前十時四十分散會

昭和十四年一月三十日印刷

昭和十四年一月三十一日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局